

堺市産業振興センターイベントホール移動観覧席座席シート張替及び座席保守点検業務
仕様書

1. 業務名

堺市産業振興センターイベントホール移動観覧席座席シート張替及び座席保守点検業務

2. 業務内容

(1) 移動観覧席座席シート張替

老朽化、汚れが著しい移動観覧席座席シート 846 席の張替（座面と背面）

材料は、シンコールクリーナ又はコトブキ KW Standard 又は同等品以上、ウレタンフォーム張り込み共
既存シートは撤去処分

なお、張替後は、飲食物の持ち込みは禁止の予定

(2) 座席保守点検（年 2 回）

機能及び劣化の状態を調べる年 2 回の保守点検（機能に異常及び不良がある場合は必要に応じ
ての応急処置を含む）

(3) 座席不良箇所修理（随時）

座席の各部分（座席の肘掛け、指爪防止カバー、折り畳みバネ等）に不良箇所があれば随時修理

3. 履行期間

座席シート張替 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

うち現場作業は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

座席保守点検 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

座席不良箇所修理 随時

4. 履行場所

堺市北区長曾根町 183-5（公益財団法人堺市産業振興センター）

5. 同時期の他事業

受注者は、令和 8 年 2 月 8 日から令和 8 年 2 月 26 日は、本センターの受変電設備更新工事のため停
電状況であるので発電機等を持参し照明等の電源を確保すること。

また、同時期は、受水槽及び高架水槽改修工事も行っている。このため同時期に行っている受変電設
備更新工事、受水槽及び高架水槽改修工事に配慮して業務を実施すること。

6. 留意事項

受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

本業務に関して運搬が必要な場合は、別に定めがない場合を除き、受注者の責任で行うものとする。

本業務は、センターの検査をもって完了とする。その際、指摘事項があれば受注者は速やかに是正す
るものとする。また、受注者は、業務の完了後であっても明らかに受注者の瑕疵とセンターが判断した

事項については速やかに是正するものとし、これに関する費用は受注者の負担とする。

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決するものとする。

本業務の内容に疑義が生じた場合は、受注者はセンターと協議の上で、その指示に従うこと。センターにおいて必要と認められるときは、業務の変更又は中止をすることがある。

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者を定めセンターと密接な連絡を取り、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

受注者は、業務上必要な資料等の貸与をセンターに求めることができる。

必要に応じて堺市産業振興センター職員、関係者と協議を行うこと。

7. 暴力団等の排除について

(1) 参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、センターは受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時にはセンターの契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、センターへ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちにセンターに報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちにセンターに報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ センターは、受注者がセンターに対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ センターは、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅

延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。